

|            |   |
|------------|---|
| 対象案件       | (仮称)北広島市子どもの権利条例原案について                    |
| 意見募集期間     | 平成 24 年 2 月 1 日(水)から平成 24 年 3 月 21 日(水)まで |
| 担当部署(問合せ先) | 保健福祉部 児童家庭課 電話 011-372-3311 内 814         |
| 意見提出件数     | 意見提出者数 15人                                |
|            | 意見提出件数 92件                                |

| 提出のあった意見の概要   | 市の考え方<br>(案を修正したときは修正内容)  |
|---|---|
| <p>&lt;全体的な事項&gt;</p> <p>○早期の制定を望みます。</p> <p>○「北広島市子どもの権利条例」やっと出来上がるのですね。未来ある子ども達のために、権利の主体者は自分達なのだという自覚を育てるためにも必要だと思います。</p> <p>○子どもの権利条例についてですが子どもの権利を守るということで初めは良いものと思いました。でも、機会ある度にいろいろ調べてみると学校現場では教育指導ができてなくて先生たちが困っていたりと実際問題として子どもたちのためにならないと思いました。</p> <p>子どもの権利を守るには現在ある様々な制度で対応できるのではないのでしょうか。わざわざ条例を作る必要はないと思います。</p> | <p>○子どもの権利条例案は、本年6月の第2回定例市議会に提案する予定です。</p> <p>○条例の制定によって、子どもが自分の権利が尊重されるだけでなく、他人の権利も尊重することが大切であることを学び、また、そのことを通して社会における他者との関わりについて理解を深めてくれることを期待しています。</p> <p>○この条例は、憲法や児童に関する条約の範囲内において、北広島市としての子どもの権利を規定するものであり、新たな権利をつくり出すものではありません。権利の意味を取り違えることがないように、パンフレットの配付等によって、子どもの権利の正しい理解の普及を進めます。</p> |

○“権利”と聞くと自己主張と誤解して捉えてしまう方もいますが“子どもの基本的な人権”のことであり、そのための“子どもの権利条例”であることを制定された後も説明して理解していただく必要はあると思います。

○文言・用語は全文にわたって子どもにも読みやすく、理解されやすいように配慮されるべきです。子どもが理解しやすい用語を使い、全ての漢字にルビをつける等々配慮が必要と思います。

(同趣旨の意見が他に6件ありました。)

○素案では子どもが理解しやすい言葉で作成していたので、より具体的に表現されていました。原案は法律用語を使用し、大人向けにしているからでしょうか、例として、第2条1号「18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者」素案では具体的に示されています。原案第7条5号でも「差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと」に省略されています。子どもにも理解しやすいよう、どんなことが人権のなかで差別や不利益となるのか考え、少数派の人権も尊重されとした素案通りとするべきです。おとなにもわかりやすいと思います。

○おとなの都合より子どもの立場になり、子どもたちのための条例を作って欲しいと思います。

○条例制定後に、条例の趣旨を広く市民の皆様理解していただくための広報事業を予定しています。

○条例は、条文の正確性や他の条文、法令との整合性を整理しての表現が原則となります。なお、条例制定後は、条例の内容をわかりやすくした大人向けと子ども向けのパンフレットを作成・配付し周知を進める予定です。

○条例は、条文の正確性や他の条文、法令との整合性を整理しての表現が原則となります。なお、条例制定後は、条例の内容をわかりやすくした大人向けと子ども向けのパンフレットを作成・配付し周知を進める予定です。

また、条例原案における子どもの権利については、内容が近いものは簡素な表現でまとめました。

○市としても、子どもたちのためとなる条例が基本であると考えます。

○子どもの意見を聞くために、子ども向けのわかりやすい「北広島市子どもの権利条例パンフレット」を作成し、配布してほしいです。条例をつくっている段階から情報を提供し、子どもたちが意見を述べるチャンスを作ってほしいと思います。

○条例素案の解説書も是非付けてください。

○市民ももっと関心をもって協力しあうべきだと思います。

○委員会の案を市が作り直す(整理し直す)必要が本当にあったのでしょうか？検討委員会はこの条例を真摯に研修し相当練りあげ集団の英知としてこの案を作成したと判断できます。委員を委嘱したときに委員会を信頼してそのまま市の案にするとは考えなかったのでしょうか。

○子どもへの条例の周知を学校をはじめとする北広島市の公共施設・広報・その他公共機関などを通じて効果的に行って下さい。

○原案では重複する部分を整理したことでありますが、重複するだけの意味があり素案は作成されています。

○条例制定後は、条例の内容をわかりやすくした大人向けと子ども向けのパンフレットを作成・配布し周知を進める予定です。

○条例の解説書については、作成を予定しています。

○条例の施行によって、子どもの権利に関する市民の理解が深まることを期待しています。

○委員会の素案については、答申を受けた次の段階として、条例施行によって影響のある関係機関からの意見聴取等による課題の整理や条文の法律的な検討・確認が必要であったことから、市の関係課で組織する庁内検討委員会において整理し、条例原案としました。

○条例の周知については、ご意見を参考に進めていきます。

○条例としての構成を考慮し、重複部分については整理を行いました。

○素案では第3条で6項まで「保障します」という語尾が、原案ではすべて「努めなければなりません」と置き換えられています。「努める」という言葉は「保障します」という決意を弱める言葉です。4条以降も「努めるものとします」という言葉が多数みられます。この言葉は市の責任をあいまいにするために使われているとしか思えません。

(同趣旨の意見が他に6件ありました。)

#### <条例の名称関係>

○この条例は、日本国憲法および児童の権利条約の理念に基づいて制定されるものですから、市原案のとおり「子どもの権利条例」とするのが良いと思います

(同趣旨の意見が他に9件ありました。)

○条例のタイトルに(仮称)とついていますがこれではコメントのしようがなく、案とすべきです。ここに市民の意識が向きにくい形にしておいて、蓋を開いてみたら別の言葉になっていたということは避けたいことです。(そういう意図はないと思っていますが)とりわけ、この条例の場合、権利という言葉はどうしても残すべきで目的にも強くかかわる大切な言葉です。

○この条例は、子どもの権利を保障するという市の姿勢を示すものであって、個人の権利に市が責任を負うという性格のものではありませんので、条例における表現としては「努めなければなりません」とすることが適切だと考えます。

○条例の名称については、パブリックコメントの意見を参考として市議会に提案していきます。

○条例原案のパブリックコメントなので、条例の名称も意見提出の対象となります。(仮称)を付けたのは、名称も案の段階という意味ですのでご理解願います。また、条例の名称については、パブリックコメントの意見を参考として市議会に提案していきます。

<前文関係>

○前文3番目の段落、検討委員会の素案では「大人は子どもをあらゆる差別や暴力から守り…」となっているところを原案では「あらゆる」が削除されている。単なる「差別や暴力」ではなく「あらゆる差別や暴力」とすることであいまいさを排除すべきです。

○5段落目素案では「平和を誓うまち」となっているところが原案では「平和を願うまち」と置き換えられています。「誓う」は「必ず守ることを約束する」という強い意志ですが、「願う」は「そうあってほしい」ということで意味が弱まります。私は北広島市が「平和を誓うまち」であってほしいと思っています。

○全ての子ども書き出し、全てはひらがなが良い。固い感じがしてとっつきにくい。持つ、誇り、身に付け、受け止め、これらもひらがなのほうがやわらかい感じがする。どうでしょうか。

前文の一番最後の部分、制定しますより定めますの方が漢字が少ない分、読みやすい気がします。

(同趣旨の意見が他に1件ありました。)

○「あらゆる」という表現がなくても、子どもを差別や暴力から守ることの意味が損なわれることはないと考えます。

○素案では、「私たちは、北広島市が平和を願うまちであることに誇りをもっています。平和を誓うまち北広島市に…」となっており、願うと誓うが混在していました。そこで、本市の平和都市宣言においては「北広島市は憲法の精神に基づく恒久平和を願う市民の意思をここに表明し、平和都市を宣言します。」とあることから「平和を願う」に統一しました。

○市の条例原案は、法令で用いる用字・用語で統一的に整理しておりますので、前文においても、このことを基本とした漢字での表記としています。

また、前後との関係や文章の意味として適切な表現となるように素案を修正しました。

○「居場所」素案の部分、そっくり削除されました。このワードは起草委員会でキーワードだった経緯があります。第 14 条の居場所は地域に限定されています。この前文では、地域は勿論ですが、家庭でも、学校でも子どもたちの居場所が大切ですと大人に注意を喚起している文です。前文に取り入れてください。

○前文の【解説】(P 1)下から 2 行目  
成長発達の過程で保護が必要な

↓

成長発達の過程で保護や適切な支援が必要な

下線の部分を追加する。

P7 の解説で保護される受身的な存在ではなくと市原案で自ら述べている。

○前文の【解説】(P1)下から 7 行目  
「新たな権利をつくり出すというものではありません。」

第 2 章 子どもの権利の【解説】(P4)上から 3 行目

「新たな権利を定めるというものではありません。」

上記の 2 か所は書く必要性を見いだせない  
ので削除すべきです。

○前文では総論的な内容を述べていますが、「居場所」の部分だけが具体的な施策について述べているため、前文の全体的構成を考慮して削除しました。

○児童の権利に関する条約の前文では「保護及び援助」ということばが使われていますので、「成長発達の過程で保護や援助が必要」に修正する予定です。

○ご意見のあった 2 か所の表現については、市民の皆様はこの条例を正しく理解していただくために必要だと考えています。

<第1条(目的)関係>

○条例の目的が「子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めること」となっていますが、条例の目的は素案にあったとおり「子どもの権利を保障すること」が良いと思います。この条例は、結果的には「子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めること」につながるとは思いますが、それはあくまで結果であって、この条例の目的は子どもの権利条約(児童の権利条約)の理念に基づき、子どもの権利を保障することにある、と考えます。(同趣旨の意見が他に6件ありました。)

○第1条はこの条例の目的を定めた根幹の部分であると思います。素案にある「日本国憲法および児童の権利に関する条約に基づき」という部分を原案で削除したのはどのような理由でしょうか。憲法と子どもの権利条約があって「北広島市子どもの権利条例」があるのだということ明記すべきです。

<第2条(定義)関係>

○第2条(定義)は素案の条文の方がすっきりして分かりやすい。第1項は、市原案より素案の方が具体的で子どもにとってわかりやすい。また、この解説において、学童クラブの次に児童館か児童センターを付け加える。

○条例原案の前文には、「私たち北広島市民は、子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちを目指し」との記述がありますので、子どもの権利を保障することだけではなく、前文との整合を考慮し、子どもの権利の保障によって子どもの生活をどのようにするのかという視点も含めて原案の表現としました。

○条例原案の前文に「日本国憲法及び児童の権利に関する条約に基づき」の表現があることから、第1条では重複表現とならないように削除しました。

○条例原案の第2条は、定義として素案を再検討した結果です。また、第1項は、学校等の学びの環境において、本条例の対象となる人と対象とならない人が混在しないように、18歳、19歳の高校生なども対象に加えることとしたものです。

第2条の解説では、児童館は「児童福祉法に規定する施設」に該当しますのでこちらに記載しています。

<第3条(責務)関係>

(「保障に努めなければなりません。」という表現に関する意見は<全体的事項>に掲載しました。)

○第3条第3項「事業者は…」の部分は素案の第5項に訂正すべきです。親が安心して働ける環境にいることが、被雇用者の子どもの権利を保障することにつながります。

<第4条(権利の普及等)関係>

○第4条(権利の普及等)の見出しは素案の(広報及び権利の普及)の方が具体的でイメージがつかみやすく分かりやすいと思います。文末の語尾、「努めるものとします。」になり一層後退した印象を持ちます。

<第9条(健やかに育つ権利)関係>

○第9条(健やかに育つ権利)では、素案にあった「(1)子どもの権利を知ること」が削除されています。子どもの権利を学習することが第一義的な権利保障であることをうたっています。是非追加しなければなりません。

<第10条(参加する権利)関係>

○第10条(参加する権利)第3号は、「参加するにあたり、年齢・成長にあわせ」をつけ加えた方が分かりやすい。

○素案の内容について、事業者の方々の意見も聴き、市として事業者に課す義務として適切であるかを検討した結果です。

○ここでの広報は権利の普及のために行われるため、簡素に「権利の普及等」という見出しとしました。また、文末の語尾については「努めるものとします」とすることが条例における表現として適切だと考えます。

○「子どもの権利を知ること」は、育つ権利に該当するのか疑義があること、第9条第5号の「自分の幸せな未来の実現に向けて、必要な情報を得ること」に包含されると考えられること、第4条(権利の普及等)で子どもの権利についての教育や学習を規定していることから削除しました。

○第10条第3号は「情報提供等の適切な支援を受けられること」と規定されていますが、「参加するにあたり年齢・成長にあわせ」は「適切な支援」の中に含まれるものと考えます。

<素案第10条にあった支援を受ける権利関係>

○素案の第10条(支援を受ける権利)が市原案では全て削除されています。見出しは子どもにとってわかりやすいですし、具体的な内容はこどもが困っている時、その子どもに勇気を与えるものになると思います。素案の第10条を追加すべきです。

(同趣旨の意見が他に1件ありました。)

<素案第13条3項及び第24条にあった子育て支援関係>

○原案ではすっぱり抜けています。これではあたかも市が子育て・子育て支援の責務を果たす姿勢にない様に感じられます。

子どもを養育する立場にある人(主に保護者)が、困った時に市の支援を受けられるように、是非、素案の第24条を明記してください。

(同趣旨の意見が他に3件ありました)

<第15条(虐待等の禁止)関係>

○第15条(虐待等の禁止)の条文の見出しは(虐待及び体罰の禁止等)の方がこの条文の趣旨がはっきりします。

また、解説では「全ての人に児童への虐待や体罰を禁止しています。」となっていますが、統一性から児童を子どもに置き換えるほうが良いです。同じく解説で、「虐待とは、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト(養育放棄、無視)を言います。」を付け加えるべきです。

○他の条文と重複する部分があったことから、市の条例原案では、児童の権利に関する条約と同じく4本の柱を基本に子どもの権利を整理しました。この整理によって、素案第10条各号は、統合又は修正して取り入れています。

○子育て支援について、条例原案の第24条第2項に下記の条文を加える修正を予定しています。

「市は、保護者が安心して子育てができるよう必要に応じた支援に努めるものとします。」

○見出しは簡潔な表現として、条例原案の表現としました。

また、解説については、ご意見のとおり、児童は子どもに置き換え、虐待については4区分の記載を加える予定です。

<第4章、第7章の章名関係>

○素案の方で良いと思う箇所  
(第4章の章名)

原案 子どもの参加促進

素案 子どもの参加のしくみ

(第7章の章名)

原案 権利の保障の推進

(推進はおしすすめる。)

素案 権利の保障状況の検証

(検証は実体を調べて確かめる)

<第16条(子どもの参加の促進)関係>

○第16条に、「子ども会議の開催等子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします」とありますが、「子ども会議を設置し、必要に応じて開催する」と明言してほしいです。

積極的に子どもたちの参加をもとめるためには、「子ども会議」は必要と思います。

<第18条(救済委員会の設置及び職務)

及び第19条(市長が行う措置)関係>

○子どもの側に立った救済措置がとれるよう、市長が責任を持って救済委員会の公平性と中立性を確保する人選を行ってください。

○第18条(救済委員会)第4項「人格が高潔で」この部分はおこがましい感じがするので削除した方が良いです。救済委員になった人も面映ゆい気がすると思います。

○第4章及び第7章の章名は、章を構成する条文の内容を考慮して素案を修正したものです。

○子どもが意見を表明し、参加する機会については、子ども会議という限定された子どもたちからの意見聴取だけでなく、意見募集等の方法で多くの子どもたちが意見を表明できる機会を作ることが子どもの参加という面で望ましいと考え、条例原案の規定としました。

○救済委員会の委員については、その職責を十分に考慮し人選を行います。

○重要な職責のある救済委員に必要な要件として定めたものです。

○第5章 救済委員について、素案では子どもの権利侵害について、いつでも相談でき、救済すべく動くことができる、行政機関から独立した立場が尊重された第三者機関を設置することになっていました。(議会での承認が必要)原案では市長の委嘱による相談・調査・調整までの付属機関になっています。市の付属機関では子どもの立場での公平性を考えることが難しいため第三者機関が必要なのです。例えば、学校で教師から人権侵害を受けた子が他市でも報道されていますが、その時に被害を受けている子やその親が市の付属機関である救済委員に安心して相談できるでしょうか？子どもに寄り添って考え、子どもの権利を保障するため、素案どおりの救済委員を望みます。地方自治法が…と言っている方もいますが実際に、第三者機関として活動している自治体があるのも事実です。子どもだけではなく、子どもに関わるおとなにも悩みは必ずあります。何を基準に考えるのか、おとなの都合より悩んでいる子どもの立場で条例を作って欲しいと思います。

○救済委員会は第三者機関であるべきと考えます。地方自治法上も、市の執行機関の付属機関として独立の権利救済機関を設置することは可能であり、現に、兵庫県川西市、埼玉県などでも行われています。

また、救済委員の選任にあたっては、議会の同意が必要であると考えます。

市民が選出した議員によって構成される議会の同意を得ることは、救済委員の活動や判断に対して、民主的正当性を付与することになります。その上で、第19条にある

○市の機関として救済機関を設置する場合は、地方自治法第138条の4第3項に基づく執行機関の付属機関となります。

条例原案の救済委員会は、市の付属機関であっても、子どもの権利の侵害に関する相談や救済の申立てに対し公平で、子どもの立場に立った対応が基本であり、第三者的な対応ができるものと考えます。

○市の機関として救済機関を設置する場合は、地方自治法第138条の4第3項に基づく執行機関の付属機関となります。

基本的に地方公共団体の意思を外部に表明する行為は執行機関でなければできませんので、素案の救済委員も原案の救済委員会も付属機関に位置付けられるため、外部に対して是正要請等の市としての意思を表明することはできないものと考えます。

また、条例原案における救済委員会の職務から議会同意は不要と考えます。

「市長が行う措置」は、市長ではなく救済委員会が行うことにするのが良いと思います。付言するならば、市の執行機関の補助機関として、子どもの権利救済機関を市の条例で定めるとともに、そこに権利救済委員を、常勤であれ、非常勤であれ、特別職であれ、議会の同意を得て置くことを市の条例で決めることは、何ら国法と矛盾抵触するものではありません。

○第18条の4項救済委員会の委員を「市長が委嘱」とし、素案の「議会の同意を得て選任」が排除されている。さらに救済委員会の役割を弱め(市長が行う措置)として市長の権限を強化していることは非常に問題であると考えます。

○第18条に、「北広島市子どもの権利救済委員会を置きます」とありますが、検討委員会の素案では、「第三者機関、北広島市子どもの権利救済委員を設けます」となっていたと思います。救済委員会の委員を「救済委員」とする市の原案と、検討委員会の素案にある「救済委員」では、その役割や独立性の尊重などの意味合いが違うと思います。

子どもの権利侵害に対して、独立性のあ

○市の機関として救済機関を設置する場合は、地方自治法第138条の4第3項に基づく執行機関の附属機関となります。

基本的に地方公共団体の意思を外部に表明する行為は執行機関でなければできませんので、素案の救済委員も原案の救済委員会も附属機関に位置付けられるため、外部に対して是正要請等の市としての意思を表明することはできないものと考えます。

また、条例原案における救済委員会の職務から議会同意は不要と考えます。

○市の機関として救済機関を設置する場合は、地方自治法第138条の4第3項に基づく執行機関の附属機関となります。

条例原案の救済委員会は、市の附属機関であっても、子どもの権利の侵害に関する相談や救済の申立てに対し公平で、子どもの立場に立った対応が基本であり、第三者的な対応ができるものと考えます。

また、迅速な対応を要する事案については、運用面での配慮によって対応できるも

る第三者機関が迅速に対応することが必要  
と思います。市原案の「救済委員会が市長  
に是正要請を求める」というのは、迅速に対  
応できない場合もあるのではないかと、公平  
な立場で判断されないこともあるのではな  
いかという心配があります。第三者機関とし  
ての救済委員を設置することを希望します。

○実際に権利の侵害という事実が発生  
した場合の対応が重要で、第5章がそれ  
にかかわる部分ですが、慎重で丁寧で  
あるとともに、迅速な対応が求められる  
と思います。その点では、条例原案第18  
条第2項のように措置を市長に求めるの  
ではなく、独立した組織としての救済委  
員会が責任をもって対応するという検討  
委員会素案を支持したいと思います。

○第18条(救済委員会)第4項 市長が委  
嘱します。市長が任用します。この違いが分  
かりません。素案第20条第2項の議会の同  
意を得ての方が、市長の恣意的な考えで選  
任されたという印象を拭いさることができる  
と思います。

のと考えます。

○市の機関として救済機関を設置する場  
合は、地方自治法第138条の4第3項に基づ  
く執行機関の附属機関となります。

基本的に地方公共団体の意思を外部に  
表明する行為は執行機関でなければできま  
せんので、素案の救済委員も原案の救済  
委員会も附属機関に位置付けられるため、  
外部に対して是正要請等の市としての意思  
を表明することはできないものと考えます。

○本市の条例等では、附属機関の委員に  
は「委嘱」の表現を用いています。「任用」  
は、職員をある職に就けることを総称してい  
います。

また、議会の同意については、条例原案  
における救済委員会の職務から不要と考え  
ます。

○第 19 条(市長が行う措置)救済委員から受けて市長が行動を移すことになりませんが、解決に時間がかかりすぎます。必要性が伝わってきません。全文削除をお願いします。

<第20条(救済員会への協力)関係>

○第 20 条(救済委員会への協力) この条文は、素案第 20 条第 6 項を採用した方が良い。救済委員の独立性を尊重し、このワードが外せません。

<第22条(相談員の設置)関係>

○第 22 条(相談員の設置)に、素案第 22 条第 3 項「守秘義務の規定を準用する規定」を追加する。地方公務員法で守秘義務が適用となるのは大人ならたいていの人は察しがつくが、この条文を読むのは子どもです。「あなたの秘密は守られていますよ」というメッセージが書かれているのです。

<第6章 施策の推進関係>

○「第 6 章 施策の推進」のタイトルは素案の方が漢字が少ない分、わかりやすいと思います。また、市条例原案は素案を全編で改変しており、検討委員会で話し合われていた精神までも尊重していない。

○迅速な対応を要する事案については、運用面での配慮によって対応できるものと考えます。

○市の機関として救済機関を設置する場合は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく執行機関の附属機関となります。

基本的に地方公共団体の意思を外部に表明する行為は執行機関でなければできませんので、「救済委員の独立性を尊重し」という表現は適切でないと考えます。

○「あなたの秘密は守られます」という内容は子ども向けのパンフレットで表現する予定ですが、第 22 条に「守秘義務の規定を準用する規定」を追加する必要はないと考えます。

○第 6 章のタイトルは章の内容から「施策の推進」としたものです。また、条例は広く市民の理解が得られることが大切であり、そのため、素案を基本に必要な修正を加えました。

○第 6 章の市の施策は市が子どもの育ち（居場所も含め）や権利の保障に、より具体的に関わるため、原案の第 24 条や 25 条施策の推進と推進計画の策定だけでは不十分でしょう。推進計画を策定するのであれば、素案の方が策定しやすいのに削除する意図が市民には伝わりません。

（同趣旨の意見が他に1件ありました。）

○素案第 23 条（子どもの居場所）は、やはり必要な条文だと思います。市原案では第 14 条に書かれているというが、やはりちょっとニュアンスが違うと感ずます。また、語尾が努めるもので終わり、素案の確保と充実を図りますでは天と地の差を感じました。

#### <第24条（施策の推進）関係>

○第 24 条（施策の推進）に素案第 26 条を採用する。市原案だと、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めるために読み手の印象がひっぱられ、子どもの権利に関する施策に目が入らない。

#### <第25条（推進計画の策定）関係>

○第 25 条（推進計画の策定）素案第 26 条の方が具体的でわかりやすい。

○具体的な施策の項目や内容は推進計画で定めますので、子育て支援や子どもの権利保障に関する施策は推進計画に盛り込むこととなります。

○子どもの居場所は条例原案第 14 条（地域における子どもの居場所）で規定しており、また、第 6 章の構成から、この章には個別の具体的施策を入れなかったこととしました。語尾については、「努めるものとします」という表現が適切だと考えます。

○第 24 条（施策の推進）は、第 6 章の構成を考慮し、推進計画の策定等の施策の必要性を述べるために追加した条文であり、子どもの権利に関する施策は第 25 条に規定する推進計画で定めます。

○第 25 条（推進計画の策定）では、計画に定める具体的な施策を定めていません。これは、必要に応じて柔軟な対応ができるようにとの趣旨で規定しなかったものです。

<第26条(子どもの権利推進委員会の設置)関係>

○第26条(子どもの権利推進委員会)のタイトルは、素案の第7章(子どもの権利の保障状況の検証)と第27条(子どもの権利検証委員会の設置)の方がこの条文の性格をきちんと表現していると思う。子どもの権利検証委員会であり、子どもの権利の保障状況の検証を求めているのです。

○第26条(子どもの権利推進委員会)第2項の「建議します」は別のことばで置き換え可能なのではと思います。

(同趣旨の意見が他に1件ありました。)

○第26条(子どもの権利推進委員会)に素案28条第4項(守秘義務の規定を準用する規定)が必要です。子どもの権利の検証なので、名前は伏せても子どもの個人情報が出されるかもしれないので。

○素案の第30条(子どもの権利検証委員会からの報告の尊重と公表)について原案では削除されているが、市の情報公開条例に基づくとしても条文として残すべきと考えます。

(同趣旨の意見が他に2件ありました。)

○子どもの権利推進委員会は子どもの権利に関する施策の実施状況の検証だけでなく、子どもの権利保障の推進を主たる目的としており、職務の範囲からも推進委員会の名称が適切と考えます。

○第26条第2項については、下記のように修正する予定です。

「推進委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項に関し自ら必要と認めるものについて、市長に意見を申し出ることができます。」

○子どもの権利推進委員会での審議事項は個人情報を対象としないため、「守秘義務の規定を準用する規定」は削除しました。

○報告の尊重については、推進委員会からの報告を尊重し、必要な措置をとることが当然であり、あえて条文にする必要がないため削除しました。また、推進委員会等の附属機関の会議は、情報公開制度の公開の原則に基づきますので、ホームページでの公表を行う予定です。

○素案第7章 子どもの権利の保障状況の検証が権利推進になっています。条例に基づいた施策が子どもの権利の保障につながっているか保障状況の検証をするのが検証委員であり、原案では計画推進するだけで保障されているかの検証(振り返り)はいろいろなように受け取れます。条例がどう機能しているか検証は必要です。また、素案第30条 検証委員からの報告と必要な措置の結果についての公表が削除されています。原案では情報公開条例に基づくこととし、公表しないとしてあります。推進委員からの報告の尊重、必要な措置は当然のことであると書きながら市民への公表は情報公開手続きをしなければしないのは何故でしょう。公表したくない理由があると、捉えられます。市民に公表すべきです。素案第30条も条文として残すべきです。

○この条例を生きたものにするうえで大切なのは、権利の保障がなされているかどうかを、常に確かめることです。その意味では、検討委員会素案第7章にあるとおり、検証委員会の設置が必要です。推進は当然なので、推進委員会ではなく検証委員会とすべきです。検討委員会素案第27条第1項で調査・審議の対象にあげられている「子どもの権利の保障状況に関すること」に該当する項目が、条例原案にないのは問題だと思います。

○子どもの権利推進委員会は子どもの権利に関する施策の実施状況の検証だけでなく、子どもの権利保障の推進を主たる目的としており、職務の範囲からも推進委員会の名称が適切と考えます。

報告の尊重については、推進委員会からの報告を尊重し、必要な措置をとることが当然であり、あえて条文にする必要がないため削除しました。また、推進委員会等の附属機関の会議は、情報公開制度の公開の原則に基づきますので、ホームページでの公表を行う予定です。

○子どもの権利推進委員会は子どもの権利に関する施策の実施状況の検証だけでなく、子どもの権利保障の推進を主たる目的としており、職務の範囲からも推進委員会の名称が適切と考えます。